

## 藤沢市里地里山保全等補助金交付要綱

制定 平成23年 4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及び神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（平成19年神奈川県条例第61号。以下「県条例」という。）に基づき、予算の範囲内において交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業とは、認定里地里山活動協定に係る活動団体が当該認定里地里山活動協定に基づいて行う里地里山の保全等の活動をいう。
- (2) 補助事業者とは、前号に規定する活動を行う団体をいう。
- (3) 補助金とは、補助事業に要する経費に対し、交付される補助金をいう。

### (補助金交付の申請手続)

第3条 規則第3条の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）により、行うものとする。

### (補助金の額の算出方法等)

第4条 補助事業に対する補助対象経費及び補助金の額の算出方法は、別表第1及び第2のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (補助金交付の決定)

第5条 規則第4条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### (補助の条件)

第6条 補助事業の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業は、藤沢市内で実施する事業とし、補助事業者は、活動団体の構成員（構成員の種別等の定めがある場合は、団体の活動の主体となる構成員）又は議決権を有する構成員の過半が、藤沢市内の土地所有者等又は藤沢市内の地域住民（里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域に居住す

る者。)により占められていること。

(2) 補助金の交付を受けようとする者が補助金の交付申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(3) 補助金を交付する場合は、補助事業者に対し次の条件を付すものとする。

ア 別表第1の補助対象経費の欄に掲げるアからエまでの補助事業の内容について、新設又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業が予定の期間に完了する見込のない場合は若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した1件の取得価格が50万円以上のものに関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間(当該期間が10年を超えるときは、10年)を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

オ 補助事業取得財産について、その台帳をもうけ、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

カ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備保管しておかなければならない。

キ カに定める帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間(エに定める期間が5年を超える補助事業取得財産があるときは、その期間)保存しなければならない。

ク キに定める保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は、藤沢市長)にオに定める台帳並びにカに定める帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。

ケ 消費税及び地方消費税を補助金に係る補助対象経費とする場合にあっては、補助事業に係る実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

コ 消費税及び地方消費税を補助金に係る補助対象経費とする場合にあっては、補助事業に係る実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第3号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(4) 前号のコの報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

(5) 当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を実施するときは、補助金返還命令書（第4号様式）により、通知するものとする。

#### （事業の計画変更）

第7条 規則第7条の規定による申請は、事業計画変更承認申請書（第5号様式）により、行うものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書（第6号様式）により通知する。

#### （補助金の交付時期等）

第8条 補助金は、交付決定時及び事業完了時に、おのおの補助金の1/2を、交付する。ただし、交付決定時の補助金は万円止めとし、事業完了時に残額を支払うものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

#### （事業報告書の提出）

第9条 規則第8条の規定による提出は、事業完了届兼事業実績報告書（第7号様式）により、行うものとする。

#### （補助金の返還）

第10条 規則第10条の規定により補助金の返還を実施するときは、補助金返還命令書（第4号様式）により、通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成25年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。